

|   | 提出意見  | 提出意見を考慮した結果   |
|---|---|---|
| 1 | <p>18 頁に「3. 「設立準拠法国等又は国籍等」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。」とあるが、当該委託の相手方が外国法人で提出を拒否している場合は、情報がない状態で審査が行われ、総合的に判断の上審査が通る場合があると考えてよいか。</p>  | <p>届出ごとに判断を行うこととなりますが、一般的には、委託の相手方の一部等に関して届出がされない場合にあつては、当該届出がされないという事実も踏まえて審査を行うこととなります。なお、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」と言う。）第 59 条は、主務大臣が情報の提供等を求めることができることとしており、このような規定に基づき主務大臣が当該委託の相手方に直接情報の提供を求めることもあり得るものです。</p> |
| 2 | <p>26-27 頁に「(13) 特定社会基盤事業者は、委託（再委託を含む。）の相手方の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、重要維持管理等の実施場所、作業に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。また、特定社会基盤事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、適時に情報提供を受けることを契約等により担保している。」とあるが、月次で契約の更新がある場合は月次で報告することになるのか。また、情報セキュリティに係る資格・研修実績等に変更がある都度、報告が必要となるのか。</p> | <p>お示しの「月次で契約の更新がある場合は月次で報告することになる」及び「情報セキュリティに係る資格・研修実績等に変更がある都度、報告が必要となる」の主体及び対象が明らかではありませんが、特定社会基盤事業者と委託の相手方において、重要維持管理等の委託に係る契約を更新する場合には、当該重要維持管理等の委託に係る届出が必要となるため、当該委託に関する特定妨害行為を防止するための措置についても改めて届出を行うことが必要となります。</p>       |
| 3 | <p>本法律は民間事業者を国が保護することも踏まえたものと理解している。今回、「勧告」文書のフォーマットがないが、国外からの制裁リスク（国以外の勢力からのサイバー攻撃や嫌がらせなどの対応）を踏まえた場合、以下の対応は問題ないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国からの「勧告」の文書の公表が許容されるか。</li> <li>・国からの「勧告」に制裁リスクを理由に応諾せず、「導入中止」の勧告を再度受けたところで対応すること。</li> </ul>  | <p>勧告については、事例ごとにその内容等が異なり得るものであり、個々の事例に応じて判断することとなるため、お答えは困難です。</p>   |

|          |   |  |
|----------|---|--|
| <p>4</p> | <p>導入等計画書の届出において、特定重要設備の供給者及び構成設備の供給者又は特定重要設備の重要維持管理などの委託・再委託を受けた者（以下、供給者等）に関しては、登記事項証明書及びその役員の旅券の写し等の確認書類が求められているが、これらの公的な書類を導入等計画毎、所管省庁毎に準備することは極めて煩雑であり、現実的に難しい供給者等が多く存在する。</p> <p>このような冗長な手続きを求めることは、政府が推進する行政手続のデジタル化による「ワンスオンリー」、「コネクテッド・ワンストップ」の原則にも反するものであり、改善を求めたい。</p> <p>具体的には、特定重要設備の供給者等に関して、複数の事業者が共通的に採用している設備等（例 オペレーティングシステムやクラウドベンダー）の供給者等に関する情報は、政府において入手・一元管理することで、導入等計画毎の届出の省略と効率化をお願いしたい。</p> <p>もしくは、政府が指定する期間内に、供給者等として実績があり、国内の関連法規などに反していない企業については、その企業情報及び役員情報の確認書類に関して、登記事項証明書及び旅券等の公的な証明書に代えて、会社経歴書などの公表資料や企業が公印のもとで保証する文書など、企業自身が提供する書類でも可とするようお願いしたい。加えて、これらの書類で可となる場合、基幹インフラ事業者及び供給者等の関係者に広く周知されるよう、Q&amp;A やガイドラインなどに明記していただきたい。</p> | <p>御意見として承ります。</p> <p>なお、現時点においては、どのような設備について「複数の事業者が共通的に採用している」かどうかは、届出を受け付けなければ明らかではなく、また、そのような規定もないことから、お示しのような対応は困難です。</p> <p>また、登記事項証明書等の添付書類は、届出事項の真正性を確認するために必要としているものであり、これを「企業自身が提供する書類」によって代替することは適当ではないと考えます。</p> |
| <p>5</p> | <p>本令の実効性を高めるためには、特に供給者等のうち外国の企業の理解が重要であると考え、当該企業を対象とした説明の場や公的文書等により、周知徹底をお願いしたい。</p> <p>なお、必要書類の提出にあたっては、書面での提出に限らず、電子デ</p>  | <p>御意見も踏まえ、必要な周知・広報を適切に行います。</p> <p>また、書類の提出については、電子データによる提出も可能とするよう検討しています。</p>   |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   | 一タによる提出も可能とするなど、デジタル化による効率化にもご配慮いただきたい。   |  |
| 6 | 当該再委託に係る第十五条第一号及び第二号に掲げる事項を把握するための措置とは、最終委託先までの委託内容および期間を委託元である特定社会基盤事業者へ報告することを委託契約書等において規定することよいか確認したい。                                 | お示しの「最終委託先までの委託内容および期間を委託元である特定社会基盤事業者へ報告すること」及び「委託契約書等において規定すること」の主体が明らかではなく、また、例えば当該委託契約書等において当該報告の規定を形骸化させる規定が措置されていないかなど、実際の契約書等における規定内容によって判断が変わり得るもののため一律にお答えすることは困難ですが、当該契約書等における規定によって、特定社会基盤事業者が、記載事項の一部を省略しようとする再委託に係る第15条第1号及び第2号に掲げる事項を把握することが可能であれば、第17条第1号に掲げる場合に該当し得るものと考えられます。<br>個別の事例にあつて判断に迷う場合には、相談窓口にご相談ください。 |
| 7 | 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等を行う区域を特定し、特定された当該区域への立入りを制限することその他の当該区域への不正なアクセスを予防するための措置とは、委託業務において使用する情報処理システムへのアクセス権限や、作業記録による管理で充足するか確認したい。 | 「委託業務において使用する情報処理システムへのアクセス権限や、作業記録による管理」の詳細が明らかではないため、当該対応で充足するかを一律にお答えすることは困難です。なお、第17条第2号イに掲げる措置は、特定された区域への不正なアクセスを予防するための措置を講じていることを求めているものであり、示している「立入りを制限すること」はその措置の例示であることから、例えば当該特定された区域への立入りを制限すること以外の方法により、不正なアクセスを予防するための措置が講じられる場合には、当該方法によることも認められるものです。個別の事例にあつて判断に迷う場合には、相談窓口にご相談ください。                              |
| 8 | 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等に係る業務に従事する職員による特定重要設備の重要維持管理等に関する記録の保  | 第17条第2号ロに掲げる措置は、届出における記載事項の一部の省略をしようとする再委託に関し、当該再委託を受けた者   |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | 管及び確認の手順を定め、これを遵守させることその他の方法により、重要維持管理等を行う特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為の有無を、定期的に又は随時に、監査する措置とは、再委託先におけるマニュアル、手順において「記録の保管」と「記録の確認」が規定され委託先内で監査する措置という理解でよいか確認したい。 | が講じる措置を定めたものであり、監査する措置の主体が当該再委託を受けた者であることは否定されません。<br>なお、第17条第2号では、特定社会基盤事業者又は当該再委託を受けた者に再委託した者が、当該再委託を受けた者が同号口に掲げる措置が講じられていることを確認するために必要な措置を講じていることが求められています。                                  |
| 9  | 法第五十四条（導入等計画書の変更等）に対応する省令は省令第二十三条から省令第二十五条と認識既導入済みの特定重要設備について、構成設備の変更（名称・種類・機能）の範囲でのみ変更を報告すればよいで相違ないか確認をしたい。   | 特定重要設備の導入に関しては、導入等計画書の届出を行い、特定重要設備の導入を行った後における変更については、省令第25条第2項に定める変更があった場合のみ変更の報告が必要となります。ただし、特定重要設備の新たな導入に該当するような変更を行う場合には、改めて導入等計画書の届出が必要となります。<br>なお、重要維持管理等の委託についてはこの限りではないことは法律に規定のとおりです。 |
| 10 | 重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間に係る事項を変更する場合は重要な変更とされているが、年度の契約自動更新のようなケースは変更該当しないと整理可能か、もしくは変更該当するかを確認したい。   | 基本指針において示しているように、重要維持管理等の委託については、委託の内容等を変更することなく契約の更新を行う場合（同一の内容で同等の期間の契約の更新を行う旨を定めるような、いわゆる自動更新に関する条項に基づき契約の更新を行う場合を含む。）であっても、契約の更新に基づき重要維持管理等を行わせる前に導入等計画書の届出が必要となります。                        |
| 11 | 第一項に「次項の規定による変更に係る事項の報告を除く」とあるため、第二項による構成設備の変更報告においては、第九条第二項各号に掲げる書類の添付は不要と理解して相違ないか確認したい。   | 第25条第2項の変更に係る報告においては、第9条第2項各号に掲げる書類の添付は不要としています。  |
| 12 | 脆弱性診断（供給者による実施を除く）を求められているが、特定社会基盤事業者が自ら実施（供給者作成のテスト仕様書やテスト結果をレビュー・承認）する対応で問題ないか確認したい。   | 本省令案においては、特定社会基盤事業者が自ら実施する方法以外の方法として、特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者以外の第三者によって実施する場合を注書きとして規定しているものであり、特定社会基盤事業者による実施を否定しているものではありません。なお、お示しいた  |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    |   | <p>だいたような供給者作成のテスト仕様書やテスト結果をレビュー・承認する対応で、「当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されるものを除く」とされた趣旨を実質的に満たすかは、具体的な実施内容やリスクの内容及び程度を踏まえ、個別に判断されることとなります。</p>  |
| 13 | <p>リスク管理措置を講じていることを証する書類の添付を求められているが例えば、特定社会基盤事業者と供給者または委託者間のチェックシート等措置を講じられていることを双方で確認した社内確認書類を添付する方法で問題ないか。</p> | <p>経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説においては、ソースコード診断やプラットフォーム診断などの脆弱性診断等の実施内容及び実施状況が確認できる書類を確認書類例として列挙しておりますが、例示するもの以外であっても、リスク管理措置を講じていることを適切に証することができる書類であれば問題ありません。</p>   |
| 14 | <p>届出時点で証する書類の添付が難しい場合の対応を確認したい。</p>  | <p>経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説において、確認書類例として列挙しておりますが、例示するもの以外であっても、今後確実に実施することが確認できる書類をあわせて添付するなど、リスク管理措置を講じることを適切に証することができる書類を提出することも可能です。なお、届出後に実施する措置の内容を変更した場合は、本省令案第23条第1項第8号に該当し、重要な変更の届出が必要となります。</p> |
| 15 | <p>開発工程と製造工程それぞれにリスク管理措置の要件があるが具体的にどのような工程を指すか確認したい。</p>  | <p>製造工程に開発工程を含むものとして修正しております。<br/>         なお、包括信用購入あっせんの業務を行う事業に係る特定重要設備や構成設備についても、製造工程に該当する過程が存在しうると考えられますので、判断に迷う場合には、個別の事例に応じて事業所管大臣にご相談ください。</p>  |
| 16 | <p>特定社会基盤事業者が保有しない特定重要設備（取引認証・代行信用照会）は、特定社会基盤事業者自身が特定重要設備をインターネット回線と接続してはいないため（外部ネットワーク事業者が設備を接</p>               | <p>特定重要設備の供給者内の通信回線に、インターネット回線や公衆通信回線等の特定重要設備の供給者外の通信回線を接続しない場合など、特定社会基盤事業者が導入等を行おうとする特</p>  |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | <p>続)、インターネット回線にかかる不正アクセスを防ぐ機能実装や、マニュアル・ガイダンスの整備要件は対象外と整理してよいか。</p>   | <p>定重要設備について、特定妨害行為のおそれに関する評価を自ら行い、リスク管理措置を行う必要がないと判断した場合は、チェック欄にチェックを入れず、備考欄にリスク管理措置を行う必要がないと判断した理由を記載することが可能です。</p>  |
| 17 | <p>導入等計画書の届出について（省令案第12条及び導入等計画書の様式）導入等計画書の作成において、当該特定重要設備の導入を行う者は特定社会基盤事業者であると考えられる。このことから、当該事業者がクラウドサービスを用いて設備を導入する場合には、当該クラウドサービスは特定重要設備を構成する設備であることを明記していただきたい。クラウド事業者は、カスタマイズしたサービスではなく、一般的且つ汎用的なクラウドサービスを提供し、クラウドを利用する顧客の皆様がそのニーズに合ったソリューションを構築することとなる。こうしたクラウドのビジネスモデルを考慮すると、原則として、クラウドの利用は重要維持管理を他者に行わせる場合には当たらないこととなり、このことを明確にすべき。</p>   | <p>御意見については、特定重要設備、構成設備、重要維持管理等は経済産業省令において定められており、既に明確となっていると考えます。なお、事業ごとの特定重要設備等に関しては、今後技術的解説等を通じて更に明確化を行うことも検討しています。</p>   |
| 18 | <p>特定重要設備の導入等にあたり、特定社会基盤事業者はクラウド事業者との契約等を通じて、省令上の要求事項を自ら確認することを求められる。民間の自主的なリスク管理措置を促すことについては、柔軟な対応が可能となることから、このような方針を支持。ただし、クラウドサービス事業者の利用規約文言は、クラウド事業者によりまちまちであることから、実質的に政府が求めるリスク管理要請を満たす契約条項であれば、省令案にある文言と完全に同じでなくともよい旨明示いただくべき。なお、経済安全保障法制に関する有識者会議（第7回）資料1の20頁においては、「リスク管理措置の具体的な実施方法については、事業所管大臣が特定社会基盤事業者等の主体的な取組みを適切に評価することが望ましいことから、必ずしも記載の具体的な内容と同一の内容でなくとも、同等のリスク管理措置が実施できると認められるものについては、その内容を備考欄に記載した上でチ</p> | <p>省令に列挙された具体的な措置の内容や当該解説に記載する措置の例と同一の内容でなくとも、実質的に同等のリスク管理措置が実施できていると認められるものは、チェックを付すことが可能です。この点は、経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説においても記載しているとおりです。</p> <p>また、お示しの「国際的に通用する基準」については、その目的や求める水準等が異なることから、当該基準に適合していることのみをもって「特定妨害行為を防止するための措置」のすべての項目について十分に実施しているとは認められないものと考えます。なお、上記解説に記載のとおり、各リスク管理措置を講じていることを証する書類については、いくつかの認証を例示しておりますが、例示するもの以外であっても、適切な</p> |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | <p>エックを付すことを認めることとする」としており、このような柔軟な考え方を維持していただきたい。また、このリスク管理措置にあたり、ISMAP 認証に加え ISO27000 シリーズや SOC 監査を活用し、これら国際的に通用する基準を満たす場合には、リスク管理要求を満たす旨明記いただくことを提案する。これにより、特定社会基盤役務提供事業者は、最新のセキュリティ技術を用いることができ、且つ独自にコンプライアンス基準を策定し別途監査を行う負担から解放される。多様な基準が策定されると規制される事業者の混乱やコンプライアンスコストの不合理な増加などのデメリットが生じる可能性があり、これを避けるべき。</p>   | <p>認証の取得や必要な事項に係る外部監査の結果等、リスク管理措置を講じていることを適切に証することができる書類によることが可能です。</p>  |
| 19 | <p>基本方針では、プログラムの日常的なバグ修正等のアップデートについては、届出を要しないことが明記されている。クラウドサービスは技術の発展のスピードが速いこと及びアップデートはグローバル且つ同時になされるが、これはクラウドサービスを利用する特定社会基盤事業者のセキュリティのニーズにも合致するものである。このことから、特定社会基盤事業者が利用するクラウドサービスに機能のアップデートやセキュリティ機能の追加がある場合もプログラムの変更として届出義務の対象になるとすると、実務上支障が出るおそれがある。よって、そのようなクラウドサービスの改善措置は、一般的に変更届出や報告の対象とならないことを明記すべき。</p> | <p>御意見として承ります。なお、重要な変更の届出や変更の報告が必要となる場合は省令に定めるとおりであり、これらの規定に従って届出又は報告が行われることが必要です。</p>   |
| 20 | <p>“第十二条 構成設備～”記載事項中に“オペレーティングシステム”が含まれている項目があるが、Microsoft 社 WINDOWS OS、Apple 社 iOS, IPAD OS, Google 社 Android 等汎用 OS を採用する場合は、厚生労働省医薬食品局 監視指導・麻薬対策課長発行“医薬品・医薬部外品製造販売業者等におけるコンピュータ化システム適正管理ガイドラインについて”中に定義されている“カテゴリー1 基盤ソフト”で規定されている、一般的管理（バージョン番号の記録、据付時適格性確</p>  | <p>本制度は、届出された導入等計画書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれの大きいかどうかを審査するものであり、お示しのガイドラインとは趣旨が異なるものです。<br/>     なお、審査に当たっては、基本指針において示している要素等を考慮することとなります。</p> |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | 認(IQ)の実施（バージョン番号の記録、設置の確認）と同様な方法での確認で許可を頂きたい。  |  |
| 21 | 法令、様式（記載上の注意を含む）及び制度の解説の公式英訳版の公表を施行日までにお願ひしたい。   | 現在、本制度に係る各種規程類について英訳版を作成する予定はありませんが、必要に応じて検討いたします。   |
| 22 | <p>以下のように修文いただきたい。</p> <p>～（省略）～、詳細な調査や立入検査等に【合理的に可能な範囲で】協力をすることが担保されている【努力義務を負うこと】を確認している。</p>  | <p>経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説において、特定重要設備等の導入後であっても、特定重要設備等に不正な変更やそのおそれが確認された場合に、その原因を調査・排除するために、必要に応じて追跡調査や立入検査等を行うなど、特定社会基盤事業者と特定重要設備等の供給者が相互に協力することが担保されていることを求めるものである旨を記載しております。その上で、本省令案に列挙された具体的な措置の内容や当該解説に記載する措置の例と同一の内容でなくとも、実質的に同等のリスク管理措置が実施できていると認められるものは、チェックを付すことが可能です。この点は、経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説においても記載しているとおりです。</p> |
| 23 | <p>以下のように修文いただきたい。</p> <p>～（省略）～、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していない【か】ことを確認している。</p>   | 御意見として承ります。なお、制度の解説等に記載を行うかについてはご指摘を踏まえて検討させていただきます。   |
| 24 | <p>基幹インフラの安定的な提供の確保は、国民生活や経済活動を維持する上で必須であり、そのためには、事業者が供給義務を果たすための取組みを進めることに加え、政府が基幹インフラの安定的な提供を妨害する行為を予防することが重要となる。このために政府は、妨害者を取り締まることに加え、特定妨害行為の手段として使用されるおそれの大きい機器を水際で管理する、リスト形式等で事業者を示すなどの措置を講じるべきである。これらの措置が困難な中、現時点におい</p> | 御意見として承ります。基本指針において示しているとおり、本制度については特定社会基盤事業者等の負担の軽減が図られるよう不断に見直しを行うこととしています。  |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>ては、民間事業者から得る情報に依拠して機器の脆弱性を審査することはやむを得ないため、本制度を運用するにあたっては、事業者の経済活動の自由とのバランスを確保すべきであり、規制対象は安全保障上、真に必要な範囲に限定するとともに、基本指針の「特定社会基盤事業者の負担の軽減が図られるよう不断に制度の見直しを行う」との記載に従い、より事業者の負担を軽減する方策を常に検討すべきである。上記の基本的な考え方にに基づき、省令（案）に関し以下のとおり意見を述べる。なお、以下では特定重要設備の導入について記載しているものの、構成設備の導入、重要維持管理等の委託・再委託についても同様とすべきである。</p> |   |
| 25 | <p>特定社会基盤事業者が省令で定める事項を届け出るにあたり、特定重要設備の供給者が必要な情報を特定社会基盤事業者に提出しない可能性がある。この場合の対応として、経済安全保障法制に関する有識者会議（第7回令和5年6月12日）では、「届出について必要な情報を収集するためには、法の第59条を用いて、主務大臣が供給者等に対して必要な情報を求めることもあると考えている」との考えが示されている。これに従い、特定社会基盤事業者が、届出に必要な情報を特定重要設備の供給者から得られない場合には、政府が当該供給者に直接、情報の提出を求めるべきである。</p>                           | <p>お示しの通り、法第59条は、本制度の規定を施行するため必要があると認めるときは、特定重要設備の供給者を含む関係者に対し情報の提供等を求めることができることとしており、必要がある場合には、このような規定も活用し、情報の提供等を求めていくこととなると考えています。</p>     |
| 26 | <p>導入等計画書と計画書の記載事項を証明する書類を都度提出することは、事業者にとって膨大な負担となるばかりでなく、政府全体で推進しているデジタル化にも逆行することになる。とりわけ、特定重要設備の供給者の登記事項証明書の提出を求めている点については、主務大臣が登記情報システムを活用し、導入等計画書に記載されている特定重要設備の供給者等の登記情報を確認すれば、特定社会基盤事業者が提出する必要がなくなる。主務大臣が登記情報システムを活用することで、事業者の負担軽減を図るべきである。<br/>また、特定重要設備の供給者が外国法人であった場合、登記事項証明</p>                   | <p>登記事項証明書については、登記情報連携システムの活用も含めて、実効性を確保しつつ負担が軽減できる手法を検討しています。<br/>なお、外国の法令に基づいて設立された法人に関する登記事項を証明する書類については、今後技術的解説等を通じた情報提供等を検討することとします。</p> |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | <p>書に代えてどのような書類が必要になるかが不明である。国ごとに具体的にQ Aで示すか、事業者からの個別の問い合わせに対して答えることで、事業者に明確に示すべきである。加えて、諸外国にわが国の登記情報システムと同様のシステムが存在する場合、それらとの連携も中長期的には視野に入れるべきである。</p>   |  |
| 27 | <p>特定重要設備およびその構成設備の供給者が本制度に必要な措置を講ずることができなかつた場合には、特定重要設備やその構成設備に関する受注が減少する結果となりかねない。こうした点も含め供給者等への周知を行うべきである。とりわけ、構成設備の供給者には中小企業も多く含まれると考えられることから、中小企業への周知を十分行うとともに、中小企業庁はじめ政府内の関連部門が制度の趣旨を十分理解するよう取り組むことが重要である。</p>  | <p>御意見も踏まえ、中小企業者への周知等も含め、必要な周知・広報を適切に行います。また、政府内の関連部門が制度の趣旨を十分に理解することは当然のことと考えます。</p>  |
| 28 | <p>2023年4月28日に公表された基本指針パブコメへの回答(No. 8)について、導入等計画書の記載対象となる「特定重要設備」や「構成設備」、「重要維持管理」およびその供給者や委託の相手先の情報について、非常に広範かつ詳細な情報が求められており、申告者やその取引先に過大な負荷を強いるものとなっている。4月28日に閣議決定された基本指針では、「事業所管大臣は、導入等を行おうとする特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかを審査するに当たりリスク管理措置の実施状況を確認するときは、事業ごとの実態を十分に踏まえることとする」とともに、特定社会基盤事業者等の主体的な取組についても適切に評価することとする。」との記載もあることから、汎用製品・上場企業については申告内容を限定する、政府側がデータベースで管理するなどの負荷軽減策を希望する。</p> | <p>意見公募手続の対象である省令において定めることとしている構成設備や重要維持管理等の範囲については、意見の聴取等を行い、真に必要な範囲に限定しています。また、導入等計画書の記載事項についても、知見を有する者の意見を聴取するなど十分な検討を行っているものであり、合理的に必要な範囲のものとしています。なお、お示しの基本指針における記載は、審査に当たっての考慮要素として示している「特定社会基盤事業者が導入等を行おうとする特定重要設備について、特定社会基盤役務の安定的な提供が妨害されるおそれに関する評価を自ら行い、その結果に応じて、リスク管理措置を講じているかどうか」を考慮するに当たり、事業所管大臣が事業者が講じているリスク管理措置の実施状況を確認するに際しての評価に関する事項を示したものであり、お示しの「汎用製品・上場企業については申告内容を限定する」や「データベースで管理」等とは無関係の記載です。</p> |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 29 | <p>10月6日に公表された「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説について」の暫定版に「特定重要設備の供給者とは、特定重要設備として機能が充足された状態のものを製造又は供給する者のことをいいます」と示されている（Q20）。</p> <p>特定重要設備が複数のシステムから構成される場合、または、ひとつのシステムで構成される場合において、システム環境構築やアプリケーション開発などを特定社会基盤事業者自身や複数の企業が分担して導入する場合、特定重要設備のシステムを部分的に受託する企業については、「特定重要設備の供給者」ではなく、「構成設備の供給者」となると認識。その旨、制度の解説等で明記いただきたい。</p> | <p>ある設備を供給する者が特定重要設備の供給者となるか構成設備の供給者となるかは、その供給する設備が特定重要設備又は構成設備に該当するかによって定まるものです。</p> <p>なお、本制度において、特定重要設備の一部を構成する特定重要設備の存在は否定されないことから、単に特定重要設備の一部を供給することのみをもって、特定重要設備の供給者となることが否定されるものではありません。</p>  |
| 30 | <p>注釈（※）で『当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されるものを除く。』と示されているが、この規定は、本リスク管理措置について、特定重要設備の供給者及び構成設備の供給者が実施する検証体制の構築や脆弱性テストについては提示する対象とならないということを示しているのか、制度の解説等で明記いただきたい。</p>   | <p>省令においては、特定重要設備の供給者等が自ら行うものに限らず、第三者による受入検査その他の検証体制及び脆弱性テストの客観性を担保することが重要であるとの観点から、特定重要設備の供給者及び特定重要設備の構成設備の供給者以外の第三者によって実施する措置を具体的な措置の内容として規定しております。そのため、特定重要設備の供給者等が、受入検査や脆弱性テスト等を第三者に委託して実施させるものは、「当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されるもの」には含まれず、本項目で求める措置に該当します。なお、ご意見も踏まえ、今後技術的解説に記載を行うかについては検討させていただきます。</p> |
| 31 | <p>特定重要設備及び構成設備の販売元と製造元が異なる企業の場合、販売元企業に対して、製造元企業の内部情報に関する回答を求められても、回答ができないケースが想定される。特定重要設備及び構成設備（ハードウェア、ソフトウェア、クラウドサービス等）の供給者が、販売元企業を指すのか、製造元企業を指すのかを明確にすると共に、規定若しくは制度の解説等において明記いただきたい。</p>  | <p>特定重要設備及び構成設備の供給者とは、それぞれ特定重要設備及び構成設備として機能が充足された状態のものを製造又は供給する者のことをいいます。このことは、技術的解説等においてお示ししているとおりです。</p>   |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 32 | <p>注釈（※1）で『特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。』、注釈（※2）で『当該構成設備の供給者によって実施されるものを除く。』と示されている。本リスク管理措置においては、特定重要設備の供給者が提示すべき事項であり、構成設備の供給者が構成設備に対して実施する検証体制の構築や脆弱性テストについては提示する対象とならないということを示しているのか、制度の解説等で明記いただきたい。</p>                    | <p>①-2においては、構成設備に対して実施する検証体制の構築や脆弱性テストについては、その確認方法として、特定社会基盤事業者が直接確認している場合だけではなく、特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も認める旨を規定しております。また、構成設備に対して実施する検証体制の構築や脆弱性テストについては、第三者による受入検査その他の検証体制及び脆弱性テストの客観性を担保する観点から、構成設備の供給者以外の第三者によって実施する措置を具体的な措置の内容として記載しています。そのため、構成設備の供給者が、受入検査や脆弱性テスト等を第三者に委託して実施させるものは、「当該構成設備の供給者によって実施されるもの」には含まれず、本項目で求める措置に該当します。なお、ご意見も踏まえ、今後技術的解説に記載を行うかについては検討させていただきます。</p> |
| 33 | <p>10月6日に公表された「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説について」の暫定版において、「確認書類」として「ISO/IEC15408」「ISO9001」が例示されている。特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかを審査するためのリスク管理措置としては、類似的な規格や企業の自主的な取組等においても示すことが可能と考えるため、これらについても解説において、確認書類例として追記いただきたい。</p> | <p>経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説において、リスク管理措置を講じていることを証する書類について、本解説に例示するもの以外であっても、適切な認証の取得や必要な事項に係る外部監査の結果等、リスク管理措置を講じていることを適切に証することができる書類によることが可能である旨は記載しております。</p>   |
| 34 | <p>従業員が自宅などでリモートワークを行う場合等、アクセス可能な従業員に対し物理的な制限を行うことが困難なケースも想定される。例えば、論理アクセスが適正になされていることを前提としてリモートワークが許容される等、物理的な制限の考え方について、制度の解説等で提示いただきたい。</p>  | <p>特定妨害行為を防止するための措置については、それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定妨害行為を防止するための措置が実施できていると考えられる場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に対応する備考の欄に記載することにより、実施している旨のチェックを付すことを可能としています。そのため、例えばリモートワーク実施時に、リモートワークを行う場所等の条件を適切に規定しその遵守状況</p>   |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    |  | <p>を適切に確認しているなどの、リモートワークを行う場合においても、特定重要設備や構成設備の製造や重要維持管理等の実態に即して同等の特定妨害行為を防止するための措置が十分に取られていると考えられるのであれば、その方法を備考の欄に記載することが可能です。</p>  |
| 35 | <p>一般的にはクラウドサービス事業者は不正なアクセス等を防ぐための機能をサービスとして提供しており、当該機能を使用するか、または別の手段により同等の機能を実現するかについては、特定社会基盤事業者にて判断されることが多い。特定社会基盤事業者がクラウドサービスを構成設備として使用する場合、クラウドサービス事業者に対して確認すべき内容について、制度の解説等で具体的に例示することを希望。</p>   | <p>お示しのクラウドサービス事業者が提供するサービスの内容が明らかではありませんが、基本指針に記載のとおり、リスク管理措置については「特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じてリスク管理措置を講ずることが有効」なものであり、それはクラウドサービスを構成設備として使用する場合であっても同様です。したがって、他の設備と同様に、様式において示している項目のもと、特定社会基盤事業者が自ら評価し実施することとすることが適当です。</p> <p>なお、リスク管理措置の実施状況を確認するときは、特定社会基盤事業者等の主体的な取組についても適切に評価することとしているところです。</p>                  |
| 36 | <p>特定重要設備の設置の定義について、制度の趣旨に照らし、対象は当該設備に係るシステムの構築作業であり、ハードウェアの設置工事や現地調査等の作業は含まないものとする。その旨、制度の解説等に明記いただくことを希望。</p> <p>また、一般的にはクラウドサービス事業者は不正なアクセス等を防ぐための機能をサービスとして提供しており、当該機能を使用するか、または別の手段により同等の機能を実現するかについては、特定社会基盤事業者にて判断されることが多いと考えます。特定社会基盤事業者がクラウドサービスを構成設備として使用する場合、クラウドサービス事業者に対して確認すべき内容について、制度の解説等で具体的に例示することを希望。</p> | <p>特定重要設備は、その対象をソフトウェアに限定しているものではありません。したがって、「特定重要設備の設置」の対象は「システムの構築作業」に限定されるものではありません。</p> <p>なお、お示しのクラウドサービス事業者が提供するサービスの内容が明らかではありませんが、基本指針に記載のとおり、リスク管理措置については「特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じてリスク管理措置を講ずることが有効」なものであり、それはクラウドサービスを構成設備として使用する場合であっても同様です。したがって、他の設備と同様に、様式において示している項目のもと、特定社会基盤事業者が自ら評価し実施することとすることが適</p> |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    |   | 当です。リスク管理措置の実施状況を確認するときは、特定社会基盤事業者等の主体的な取組についても適切に評価することとしているところです。   |
| 37 | <p>10月6日に公表された「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説について」の暫定版において、「確認書類」として、「不正な変更やそのおそれが確認された場合、追跡調査や立入検査等に協力をすることが担保されていることがわかる契約書」と示されている。</p> <p>特定重要設備の構成設備には、海外企業が製造するものも多く含まれる場合が想定されます。日本の法律である経済安全保障推進法の対象外となる外国企業を含め、関係企業が多数ある中で、契約の相手先の全てが詳細な調査や立入検査等に協力をすることを契約で担保することは現実的ではないと考える。事業者間の適正な競争関係を不当に阻害することのないよう、本項目については、ビジネスの実態を考慮し、現実的に対応可能な内容に見直して頂きたい。</p> | <p>お示しの項目は、特定重要設備等の導入後に、特定重要設備等に不正な変更やそのおそれが確認された場合に、その原因を調査・排除するために、必要に応じて追跡調査や立ち入り検査等を行う等、特定社会基盤事業者と特定重要設備等の供給者が相互に協力することが重要であるため規定している措置であり、このような目的を達成することが可能であると認められる実質的に同等の措置であれば、当該措置の内容を備考の欄に記載しチェックを付すことが可能です。なお、経済安全保障推進法は外国の企業を対象外とするものではありません。</p>   |
| 38 | <p>一般的にはクラウドサービス事業者は不正なアクセス等を防ぐための機能をサービスとして提供しており、当該機能を使用するか、または別の手段により同等の機能を実現するかについては、特定社会基盤事業者にて判断されることが多い。特定社会基盤事業者がクラウドサービスを構成設備として使用する場合、クラウドサービス事業者に対して確認すべき内容について、制度の解説等で具体的に例示いただきたい。</p>   | <p>お示しのクラウドサービス事業者が提供するサービスの内容が明らかではありませんが、基本指針に記載のとおり、リスク管理措置については「特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じてリスク管理措置を講ずることが有効」なものであり、それはクラウドサービスを構成設備として使用する場合であっても同様です。したがって、他の設備と同様に、様式において示している項目のもと、特定社会基盤事業者が自ら評価し実施することとすることが適当です。</p> <p>なお、リスク管理措置の実施状況を確認するときは、特定社会基盤事業者等の主体的な取組についても適切に評価することとしているところです。</p> |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 39 | <p>10月6日に公表された「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説について」の暫定版において、暗黙の指示について、「違法行為による強要や金銭の付与等によるそそのかしなど」と示されている。契約等において、特定社会基盤事業者への報告を担保するにあたり、外国の法的環境や外部主体の指示が無いことを特定社会基盤事業者が確認することが実質的に困難なケースも想定されるが、本規定において、これらを契約書等で担保するための現実的な手段が想定されているのであれば、制度の解説等において例示いただきたい。</p> | <p>お示しの箇所は、記載の通り、「特定重要設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担保している」ことを確認する項目であり、特定重要設備の供給者について外国の法的環境や外部主体の指示がないことを特定社会基盤事業者が確認する項目ではありません。</p> |
| 40 | <p>情報セキュリティに係る資格を有していなければ作業に従事することができないという趣旨ではない旨、制度の解説等において明記いただきたい。</p> <p>また、研修実績については、従事する業務や役割、責任に応じて、特定社会基盤事業者が定めた教育や認定制度等の実施をもって、実績を証明すること等、一律の研修実績を求めているのではない旨、制度の解説等において明記いただきたい。</p>   | <p>⑰についてのご意見かと思いますが、⑰は特定社会基盤事業者が特定重要設備及び構成設備の供給者から情報提供を受けられることを契約等により担保していることを求めている項目であり、例示した一部の資格を持っている者以外は作業に従事することはできないことや、一律の研修実績を求めている項目ではありません。</p>   |
| 41 | <p>導入計画書に添付する「該当することを証する書類」について、具体的内容を制度の解説等において例示いただくことを希望。特に、再委託契約書等が想定されているのかを明確にしていきたい。</p>  | <p>第17条において添付することを求めている「該当することを証する書類」は、第17条各号に掲げる場合に該当することを証する書類であり、そのことが例えば契約書をもって証明できるのであれば、契約書によることも可能です。</p>  |
| 42 | <p>「製造過程」および「製造環境」は、業務工程（提案、入札、開発、運用、保守など）の各工程において業務に従事するエリアが異なることが想定されるため（例、提案書作成は通常オフィスや自宅、開発はプロジェクトルームなど）、過剰なセキュリティ対応が必須とならないように、対象となる業務工程を限定できるよう、制度の解説等において例示いただきたい。</p>  | <p>製造環境とは、システムの開発を含む特定重要設備等の製造に関する環境を念頭に置いています。特定重要設備等の特性に応じてアクセス可能な要員を制限すべき製造環境は異なるものと考えられるため、判断に迷う場合には個別の事例に応じて事業所管大臣にご相談ください。</p>  |
| 43 | <p>X国のA社が数年前に買収したY国のB社製造の監視カメラを、本社が日本の供給者C社が設置する場合、供給者の本社の立地する場所は、日本という理解をしました。こうした特別ではないケースに直面</p>  | <p>供給者とは設備の機能が充足された状態のものを製造又は供給する者のことをいいます。そのため、お示しの事例については、その詳細が明らかではありませんが、製造を行っているの</p>  |

|  |  |
|--|--|
| <p>した際、毎回個別の所管省庁への相談するのは、企業への負担が増大するとともに、申請企業ごとの申請内容のバラつきが発生する可能性があるため、一般的に想定されるケースに十分に対応可能な統一的なガイダンスの発行が必要と考える</p> <p>また、社屋や工場の建築工事等の撮影目的で一時的にドローンによる撮影を行う場合、一般的には、ドローンの撮影は、建設業者（又はその委託先）が用意するものであり、撮影対象は建築物や土地と考えられますが、そのような場合は、本リスク管理措置の対象とならないという理解でよいか。</p> | <p>がA社又はB社でありC社は販売しか行わないのであれば、A社又はB社が供給者となると考えられます。なお、上述の供給者についての考え方をもって、一般的に想定されるケースには既に十分に対応可能であると考えます。</p> <p>ドローンに関するお示しの例については、その詳細が不明であり個別に判断すべき事項となりますが、特定重要設備の設置及び使用に関係のない建築工事の段階におけるドローンの使用についてのリスク管理措置を一般に求めているものではありません。なお、リスク管理措置については、基本指針で示しているとおり、特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じて講ずることが有効です。</p> |
|--|--|